

平成 21 年度中小企業融資事業の拡充について

市では、未曾有の経済不況や暖冬による雪不足で経営に支障をきたす中小企業等を対象として、次の経済対策を実施する。

1. 豊岡市中小企業融資制度の拡充

(1) **実施期間** 平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 9 月 30 日の申請受付

(3) 融資枠の拡充 20 億円 **30 億円**

(2) 制度拡充内容 下記の赤字記載部分

豊岡市中小企業融資制度

対象者	市内に 1 年以上事業所を有し、同一事業を引き続き 1 年以上営んでいる者 市内に 1 年以上居住し、市内に主たる事業所を有する者 市内に 1 年以上居住し、市内に主たる事業所を開設しようとする者 上記 のいずれかに該当し、市税を滞納していない中小企業者又は組合等	
	短期融資	長期融資
資金名	設備資金及び運転資金	設備資金及び運転資金
融資条件		
融資限度額	1,000 万円 2,000 万円	1,000 万円 2,000 万円
融 資 利 率	1 . 7 % / 年 1 . 5 % / 年	5 年以内 2 . 2 % / 年
融 資 期 間	1 年以内	1 年超 ~ 5 年以内 2 . 1 % / 年 5 年超 ~ 10 年以内 2 . 3 % / 年
融 資 方 法	取扱金融機関の定めるところによる。	
信 用 保 証	取扱金融機関が必要と認めるときは、兵庫県信用保証協会の保証を付ける。 保証料は、借受人の負担とする。	
担 保	無担保とする。ただし、取扱金融機関又は兵庫県信用保証協会が必要と認めるときは、担保を徴することができる。	
保 証 人	取扱金融機関が必要と認めるときは、連帯保証人 1 名以上必要とする。	

特別融資の創設

暖冬による雪不足で経営の安定に支障をきたしているスキー場のリフト及び旅館等事業者にとっては、短期融資の限度額を 3,000 万円とする。

2. 中小企業融資利子補給制度の実施期間の延長

対象者	豊岡市中小企業融資を受ける中小企業者等で最近 6 箇月のうち、連続する 3 箇月間の売上高又は粗利益が前年同期と比べて 3 % 以上減少している場合
利子補給率	1 % / 年
利子補給期間	短期融資：1 年以内 長期融資：3 年以内
実施期間	平成 20 年 10 月 1 日 ~ 平成 21 年 3 月 31 日 平成 21 年 9 月 30 日まで延長